

団員各位

H26年1月26日北海道シニア吹奏楽団臨時総会議案

北海道シニア吹奏楽団規約改定(案)

掲題の件に関し、新団長の選出に当たり「団長の選出」に関する北海道シニア吹奏楽団の規約に係る規約改定を下記の通り提案します。

記

主旨 先に「団長選出」の方法について規約改定委員会にて団員各位の意見を取纏めた結果、当楽団は団員が主体であり、団長は「団員の総意により選出されるべき」(団員の互選)の意見が圧倒的多数で有り、由って現行規約の改定を実施し新団長の選出を図りたい。

現行規約 第4「役員」の第10条「選出」及び「任期」

- 1) 団長は、役員の互選により選出される。
- 2) 副団長は、団長が指名する。
- 3) 理事、監事及び事務局長は、団員による選考委員会において選出し、総会において決定する。
- 4) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

規約改訂箇所

第4「役員」の第10条「選出」及び「任期」の

- 1)項「団長は、役員の互選により選出される。」を
1)「団長は、団員による選考委員会において選出し、総会において決定する。」
に変更し、2)・3)・4)項は現行とするが、3)項についても同一内容に付、1)に統一して
1)「団長、理事、監事及び事務局長は、団員による選考委員会において選出し、総会において決定する。」
に改訂して、以下2)・3)・4)項は
2) 副団長は、団長が指名する。
3) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4) 選考委員会の設置及び運営等については別途細則に定める。
に変更する。

上記、規約の改定に伴い「選考委員会」の運営に当たり、現行規約細則に「選考委員会」の細則を設ける。

5. 選考委員会（以下委員会という）

* 規約第10条における委員会は、事務局長及びパートリーダーをもつて構成する。

* 委員長、副委員長は、委員の互選による。

* 委員会の所管事項

- 1)委員会は団長、理事、監事及び事務局長を選出するために必要な事務並びに調整を行う。
- 2)委員会の運営に不測の事態が生じた場合は役員会に諮って解決する。
- 3)その他必要な事項は、委員会で定める。

を追加する。

現行規約 第9「付 則」第21条の施行日の変更。